

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための機器を新たに導入することに伴い、工業技術総合センター使用料の額を改定するため、滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 工業技術総合センター使用料のうち、窯業設備使用料の額を改めることとします。(別表関係)

(1) 工業技術総合センター使用料

使用料は機器1種類ごとに所要経費[※]を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、工作機器としてペレット式3Dプリンターを導入することに伴い、使用料の規定を改正するもの。また、新たにペレット式3Dプリンターを使用する場合における材料費を徴収するため、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

〔改正前〕 工作機器 1時間あたり最低290円最高700円

〔改正後〕 工作機器 1時間あたり最低290円最高4,170円

【影響額】 3,272千円

(参考) 今後導入予定の新規機器および新規機器の導入により必要となる使用料

・リアルタイムPCR装置(工業技術総合センター)	2,360円/時
・マルチ検出器GPCシステム(工業技術総合センター)	3,230円/時
・高機能赤外分光光度計(顕微FT-IR)(工業技術総合センター)	2,910円/時
・高機能赤外分光光度計(工業技術総合センター)	2,060円/時
・伸長粘土測定システム(工業技術総合センター)	500円/時
・高感度ガスバリア性測定装置(工業技術総合センター)	1,490円/時
・プラスチック改質装置(工業技術総合センター)	2,450円/時
・セラミックトナー印刷システム(工業技術総合センター)	920円/時
・大型5軸モデリングマシン(工業技術総合センター)	3,860円/時
	2,210円/時(増分)

・レーザー加工機（工業技術総合センター）	1,410円/時
・ペレット式3Dプリンター（工業技術総合センター）	4,170円/時
	2,150円/時（増分）
・3D CAD/CAMシステム（工業技術総合センター）	590円/時
・電気炉20kw（脱脂機能付き）素焼（工業技術総合センター）	11,750円/時
・電気炉20kw（脱脂機能付き）本焼（工業技術総合センター）	20,510円/時
・電気炉45kw（酸化用）素焼（工業技術総合センター）	19,290円/時
・電気炉45kw（酸化用）本焼（工業技術総合センター）	35,930円/時
・ガス窯0.5立方メートル素焼（工業技術総合センター）	2,570円/時
・ガス窯0.5立方メートル本焼（工業技術総合センター）	3,790円/時
・ガス窯0.5立方メートル素焼燃料費（工業技術総合センター）	4,780円/時
・ガス窯0.5立方メートル本焼燃料費（工業技術総合センター）	7,960円/時
・セラミックトナー転写紙（工業技術総合センター）	1,290円/時
・3Dプリンター用材料（セラミックス）（工業技術総合センター）	1,150円/時
・3Dプリンター用材料（樹脂）（工業技術総合センター）	20円/時
・3Dプリンター用材料（サポート）（工業技術総合センター）	40円/時
・卓上溶融成形機（東北部工業技術センター）	2,460円/時
・赤外線温度分布測定装置（東北部工業技術センター）	860円/時
・画像計測装置（東北部工業技術センター）	790円/時
・エネルギー分散型蛍光X線分析装置（東北部工業技術センター）	2,180円/時

(2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略 別表 1 から 3 まで 省略 4 工業技術総合センター使用料 (1) および (2) 省略 (3) 窯業設備使用料				本則および付則 省略 別表 1 から 3 まで 省略 4 工業技術総合センター使用料 (1) および (2) 省略 (3) 窯業設備使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
原料調整機器		1 時間	円 最低 30 最高 890	原料調整機器		1 時間	円 最低 30 最高 890
成形用機器		同	同 40 610	成形用機器		同	同 40 610
試験・測定機器		同	同 100 3,220	試験・測定機器		同	同 100 3,220
工作機器		同	同 290 <u>700</u>	工作機器		同	同 290 <u>4,170</u>
窯業用焼成炉	電気窯	同	1,000	窯業用焼成炉	電気窯	同	1,000
		1 回	最低 2,100 最高 60,700			ガス窯	1 回
	同	同 1,200 10,900	同		同 1,200 10,900		

注1 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

(削除)

2 電気窯を通常要すべき時間を超えて使用する場合には、燃料に要する費用は、利用者負担とする。

(削除)

3 ガス窯を使用する場合における燃料に要する費用は、利用者負担とする。

(削除)

4 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

注1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(新設)

2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

(新設)

3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

5および6 省略

5および6 省略